

1. ものづくり人材育成事業

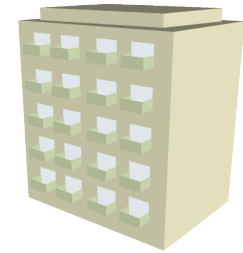
対象企業

人材育成の対象となる学生に技術指導の機会を提供する日本企業、日系企業もしくは、当該日系企業の日本本社

対象国の教育機関



専門家



日本式ものづくり学校(JIM)又は寄附講座(JEC)等に所属する学生に対して技術指導等を行う。

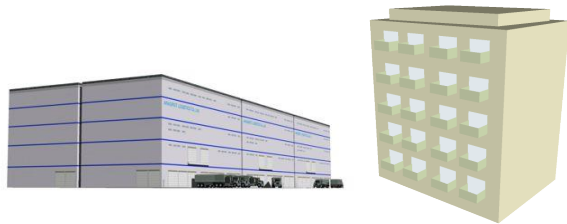
【申請者】 人材育成の対象となる学生に技術指導の機会を提供する日本企業、日系企業もしくは、当該日系企業の日本本社

【助成対象経費】

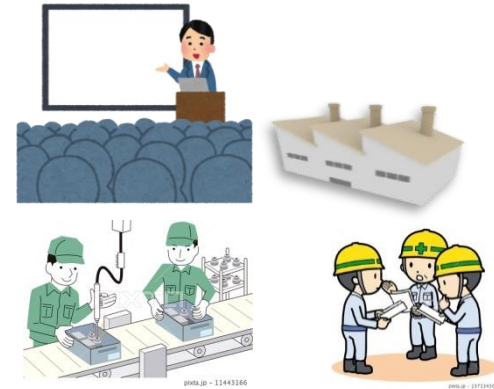
1. 技術指導料(4万円/日を上限)
2. 教材作成費(8万円/事業を上限)
3. 専門家の旅費(証憑が残る公共交通機関)
4. 専門家の宿泊費・日当(APO規定額を上限)
5. 通訳者費用(日本からの通訳者は対象外)
6. 技術指導に使用する資料の翻訳費及び印刷費
7. 技術指導を行なう会場の借上費
8. 指導効果を高めるために必要とする資機材の輸送費(保険料を含む)

2. インフラシステム展開事業

日本企業が優れたインフラシステムを展開するにあたり、特に有意義な事業を行うと認められる現地企業



研修生



研修施設・工場等

研修生を研修施設等に派遣し、技術指導を実施

【申請者】 下記のいずれかが申請:

- ・支援対象企業
- ・支援対象企業に技術指導を実施する又はその機会を提供する日系企業等
- ・支援対象企業に技術指導を実施する又はその機会を提供する日系企業の日本本社

【助成対象経費】

1. 技術指導料(4万円/日を上限)
2. 研修生の旅費(証憑が残る公共交通機関に限る)
3. 研修生の宿泊費・日当(APO規定額を上限)
4. 通訳者費用(日本以外で事業実施の場合は日本からの通訳者は対象外)
5. 技術指導に使用する資料の翻訳費及び印刷費



= 支援対象企業